

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第2巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): 嘉手納基地, 事故, 抗議運動, 沖縄基地特別問題特別委員会, 米軍演習区域, 漁業問題, 松岡主席, バーク対象, 在外米軍基地問題, 米上院報告書 キーワード (En): B-52 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43586

沖縄在

旧日本軍

飛行場用地

の買収事情

北米局長
参事官
北米課長

済秋待了
三ツロ(基下)
(1/22)

総特第4289号

昭和42年11月20日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局

事務代理 加藤 泰守



沖縄県中頭郡読谷山村所在の旧飛行場用地の

買収事情について

標記について、読谷村長から別添(1)の文書をもつて照会があり、別添(2)の公信により大蔵省国有財産局長に調査方を依頼したのでお知らせする。

要処理
首席事務官
商 方
渉外 調査
漁 業
航 空
科学協力
連絡調整
調 査
カチダ
局庶務



総 理 府

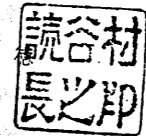
4048

別添(1)

読第7-11-1~2-6-1号
1967年11月1日

総 理 府 特 連 局 長 殿

沖縄読谷村長
池 原 昌



沖縄県中頭郡読谷山村所在の旧北飛行場用地の
買収事情について(照会)

首題の飛行場は旧日本軍が第二次大戦を遂行するために、本村宇波平、上地、座喜味、喜名、伊良皆、大木、ソ辺の地域にわたって凡そ、65万余坪の土地を接収して建設したといわれますが、当時この地域には68世帯の住家と凡そ1,750名の地主があり、また国民学校や県道があつて、一面広大な農耕地のあつたところにしてこの土地接収については、農民の生活を脅かすものとして憂慮されたものであります。このことに関しては、日本政府の国家総動員法に基づくものであり、むしろ国民の義務として、国策に協力したのであります。

同飛行場の建設は、昭和18年の秋頃、天野陸軍少尉の指揮により、建物の移転、県道路線の変更工事、農作物の補償、用地買収業務など、つぎつぎと実施されたのであるが、問題が極めて複雑多岐であるために、相当の日時を要し、時恰かも日本軍の戦況は日々後退の様相にあつて、沖縄の航空基地設定は急務となり、至上命令となつて飛行場建設工事が先行されたのであります。

昭和20年3月28日より熾烈な沖縄戦に突入し、村民は一生を得て翌年12月郷土読谷村に復帰したのであるが、そ

42.11.15
第3596号

ここには家もなければ土地の原形もなく、公簿及び個人の所有権登記書類など、悉く焼失したのであります。

終戦と同時に沖縄は、米軍の施政権下におかれ、米国海軍々隊本部の指令により、土地調査が行われ、その結果、昭和26年4月各個人に対し、土地所有権証明書が交付されたのであるが、時既に國有地の取扱を受け、以来今日まで琉球米国民政府が管理しているのであります。

前述の通り、同飛行場の面積は、65万余坪の広大な土地であり、しかも本村の中央部にあつて、その利用度は非常に高く、この土地を還元することにより、農業振興は勿論、宅地造成、スポーツセンター、児童遊園地など、もり沢山の事業が開発されますので、本村及び全沖縄の住民福祉に大きい役割を果たすものと信じます。

第二次世界大戦が終つて既に22年を経過し、当時の買収業務を担当した責任者も亡くなつて、今や北飛行場用地の買収事情は不明の状態であり、疑義の点がありますので、その買収事情（買収年月日、買収面積、買収金額、買収土地の図番）について、お知らせ下さいますよう御願いたします。

(回覧番号 10955) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 6355 号
※ 第 261 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	※ 発電係 44.2.14 17時 55分
大至急・至急・普通・LTF		
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年2月14日 起案者 吉川 電話番号 445
協議先 坂元事務官様		
在米下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理 吉川 大臣 發		
電報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 吉川 大臣 發		
件名 沖縄に用いた資料送付依頼		
ジョージタウン大学国際戦略研究所の ジェームズ・マクグライト特別計画部長は、沖 縄問題に關する政策研究報告を發表した 旨報告を小2のこに3.本報告をヤスヒ / 部 空送ありたい。		

14-58



写 済

※印欄内は電信課記入

(昭和四二七一改正)

GB-1

3/19
 小杉 後藤 7246号
 参事官
 北米第一課長

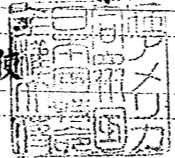
沖縄関係要人送付

第1239号

昭和44年2月14日

外務大臣殿

在 米 下田大使



沖縄問題に関するジョージタウン
 大学戦略研究所マウブライト
 教授の研究報告書送付

今般、ジョージタウン大学戦略研究所マウ
 ブライト教授より2月13日付書簡(別添1)を
 以って標記報告書を送付差し上げたので、
 右報告書(別添2)1部何卒御参考まで
 御送付申し上げます。

本件、前記合用金曜日迄の経過は、
 世界日報に協載された様
 3/19
 3/19

要処理
首原事務官
南 方
渉外 調査
法 務
航 空
科 協力
連絡調整
調査
方 夕
事務



GA-4

付属添付 11009 外務省

ソカ
ヒ

万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大 政 務 外 務 省
次 次 務 務
臣 官 審 審
信 文 会 管 統

人 電 厚 計
参 関 析
参 領 旅 移

電信写

総番号(TA) 5915 主管
69年2月14日20時50分 ワシントン 発 本北
69年2月15日11時26分 本省 着 本北

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに関するジョージタウン戦略研究所資料

参 北 東 海
参 中 西
参 北 保
参 一 二
参 西 東 洋
参 西 東

参 参 近 ア
次 総 経 国 万
参 参 統 國
参 政 技 二
参 協 規
参 政 経 科
参 社 専
参 道 内 外
参 文 長

第4/8号 極秘 至急

貴電米北/第26/号に関し

1. マクフライトはくしのオキナワ問題に関する政策研究報告とは世界週報(2月/5日または22日号)掲載のため時事が執びつを依頼していたもので、その要旨は7日付毎日朝刊(ワシントン6日時事発)に掲載の通りである。テキストは14日発送のパウチで空送した。

そのはいけいについては、7日当館発往電を参照ありたく、また、本報告はジョージタウン戦略研究所の報告ではなく、マクフライトの個人的見解なるところ、同研究所の業績を示す(予算獲得の関係上)ことともなり、せつかくの時事の執びつ依頼に応じたものでもある由。

2. マクフライトが本内に述べた所によれば戦略研究所のペーク大將は(目下ヨーロッパに旅行中であり、3月にはインドネシア等に旅行し、帰途日本に再度立ち寄る由)、京都會議等日本側関係者のオキナワ返かんに対する強い願望及び新しいナショナリズムに強くインプレッスされた趣

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

である。従つて、同大將はオキナワを返かんすべきでないとする見解(VIEW)には依然として変わりなきも、実際問題としては返かんのため何らかの手を打つべきであるとの認識(MIND)にかわつた由である。

また、本報告において一方では返かん時期のメドづけを行ない、他方では基地の態様を別扱いにする(日米合同軍事委員会の勧告を待ち、大統領が最終決定する。)との構想の可否については国防、国務両省に打しんしたが、両省内部の意見は夫々わかれ、本件報告全体についても両省のまとまつた見解は得られないままに個人的意見として時事に原こうを手交した次第なる旨述べた。

なお、同人は本件報告を(承めるべきかどうか)考慮中であり、これまで打しんした所では軍事委員会は余りきょう味を持つておらず、従つて、送付するとすれば上院の外交委員会あてということになるが、議会全体としては、さほどの関心がないというのが実情かと思われる。上院外交委員会ではフルプライト委員長の考えでもあるが、海外基地の円かつな維持が困難ならば統合、整理ないしは返かんすべきであるとのばく然たる気持のようであり、経費節減の考慮も加つて、アイソレーションの方向に向いたがつている(う)く察せられると付言した。

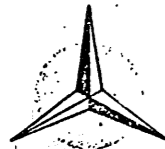
(3)

-2-

外務省

極秘

別添 1



THE CENTER FOR STRATEGIC STUDIES
GEORGETOWN UNIVERSITY • 810 18th STREET, N.W. • WASHINGTON, D.C. 20006
Telephone (202) 781-7910

13 February, 1969

MEMO:

Attached is the original English text of an article on the Okinawa problem designed for optimum impact on the mass audience in Japan. It was translated into Japanese by the Jiji Press and transmitted over their wire services to newspapers in Japan and Okinawa on 8 February. It will be printed in Sekai Shuho (World Affairs Weekly), a high circulation magazine owned by the Jiji Press in the 15 February, or possibly the 22 February edition.

Please note that the article is intended for Japanese, not American readers; and for the ordinary citizen, not the specialist. The views expressed in the article are those of the author. They should not be interpreted as reflecting the views of the Center nor any of its personnel. The article was prepared at the request of the Jiji Press and is not part of any program or project of the Center.

James H. McBride
James H. McBride

二月十日
二月二十五日
今日
金曜日
登載
二一
二二

別添 2

THE OKINAWA PROBLEM--ONE AMERICAN'S VIEWS

by

James H. Mc Bride

There is general agreement among informed people both in Japan and the United States that a good solidly based entente cordiale between the two nations is vital to Japan and very valuable to the United States. The only people in both countries that disagree with this position are either poorly informed, clinging to out-moded prejudices, or radical ideologists whose counsel, if followed, would bring their respective homelands to ruin. It is probably safe to predict that the ideologists will not come to power in the foreseeable future in either nation; however, there is one major issue which both the inadequately informed and the ideologists exploit to the utmost. It could destroy the existing entente cordiale. This is the Okinawa problem.

The Okinawa problem has now reached crisis proportions because the rising nationalism of the Japanese people, further inflamed by the ideologists of certain opposition groups and a few poorly informed or misguided journalists, has forced the Japanese Government to assume a premature position. The Prime Minister, after the meeting with President Johnson in November, 1967, suggested that in two or three years the United States and Japan should agree on a reversion date for Okinawa. Informed circles in Japan are mentioning 1972 or 1973 as the desired reversion date to be agreed upon late in 1969 or early in 1970. In effect, the Prime Minister has committed himself to some form of U.S.-Japanese

agreement concerning the Ryukyus in 1969 or 1970, while the United States Government has not yet agreed to any date for such an agreement.

If only Japan and the United States were concerned with the implications of reversion and the future of the U.S. military bases on Okinawa, the problem would be greatly simplified; but the Republic of Korea, the Republic of China (Taiwan), and South Vietnam are vitally concerned. In fact the unrestricted use of the U.S. bases on Okinawa still remain vital to the security of these three nations. Other American allies in the Pacific Region, Australia, New Zealand, the Philippines, and Thailand are gravely concerned, but their concern is less than vital.

Why are all these nations concerned? The answer is simple enough. Their national interests demand peace, stability, and development in the Western Pacific--East Asian region. This condition, in turn demands not only economic and technological assistance to the developing nations, but also a strong military presence to deter aggression in the region. There are two levels, or orders, of conflict between nations which may occur in the Pacific region: (1) overt conflict between nations, such as the Indonesian-Malaysian confrontation, and (2) indirect aggression by regional communist powers.

Southeast Asia and the Southern Pacific is rife with latent conflict of the former type. Any outbreak of hostilities in the region would adversely affect Japanese national interests, but the most dangerous situation from the point of view of Japan is the constant and immediate danger from North Korea, supported

by the Soviet Union or Communist China, attacking South Korea. In the event that diplomatic efforts fail to prevent open warfare, interposition by the military forces of a great power can serve to prevent hostilities in many cases. This has been one of the several roles of the U.S. Seventh Fleet for many years. For example, no one can deny that the presence of elements of the Seventh Fleet in the Formosa Strait has prevented open warfare between the Republic of China and Mainland China.

As for the latter type of conflict, there is the ever-growing Chinese nuclear threat to the entire region and most especially to Japan. It is not so likely that China would launch an all-out nuclear assault against Japan as that she would make extreme political or economic demands backed up with the threat of nuclear attack. This type of challenge would be complementary to the Chinese doctrine of war by the countryside against the cities of the world. If Japan failed to acquiesce to the Chinese demands, China might then make a few nuclear strikes against the least industrialized areas of Japan to demonstrate the credibility of the threat. In such case Japan would have to choose between nuclear annihilation and industrial slavery to the Chinese.

Another potential threat, more diversified, is posed by the Soviet Union. From existing military bases in the Maritime Provinces, Southern Sakhalin, the Kamchatka Peninsula and parts of Southern Siberia, the Soviet Union could threaten Japan not only with nuclear rockets, but also with conventional airpower, seapower (including their vast Pacific Submarine force) and even

ground forces. The Soviet Union maintains fifteen divisions of troops east of Lake Baikal and their air and sealift capability is rapidly improving. Of course these ground forces could be rapidly re-enforced since the Soviet Union has a total of approximately 140 divisions .

As is the case with Communist China, it is not at all likely that the Soviet Union would launch a surprise attack, such as that of North Korea against South Korea, against Japan. This is not the preferred Marxist style. Rather, the danger to Japan lies in an attempted coup d'etat or extensive organized violence by radical Japanese elements supported by the threat or possibly the presence of Soviet military power. One need only recall how the Soviet satellites were established in Eastern Europe and how they have maintained power subsequently to realize that Soviet puppets supported by the "Great Socialist Fatherland" will move in and take power wherever and whenever the opportunity arises. Do the Japanese people aspire to the fate of Czechoslovakia, Hungary, East Germany, Latvia, Lithuania, Estonia, Tibet and many other swallowed-up nations ? Do they realize how narrowly they escaped a joint United States--Soviet Union occupation which inevitably would have left Japan a divided nation in the same manner as Germany and Korea ?

It was only through the far-sighted perception of Soviet intentions and techniques by such men as General MacArthur, Secretary of State Byrnes, and other American statesmen, backed-up by overwhelming American sea and air power in the Pacific, that the four home islands of Japan are a single united state today.

The point is that during the conferences and negotiations that took place towards the end of the war in the Pacific the Soviet Union presented a very real threat to the future independence, integrity and economic recovery of Japan, and that they, in collaboration with radical elements in Japan, still present such a threat. The only thing that shields Japan from this potential disaster is American military power in the North Pacific Ocean and the fledgling Japanese Self Defense Forces. Another point which logically follows is that the Japanese people could profitably spend more time reflecting upon the blessings which flow from the American military presence and less whimpering about minor inconveniences, wounded vanity, and unrealistic moralizing.

But let us now turn specifically to the Okinawa problem. Since the San Francisco Peace Treaty of 1951, the United States has repeatedly reaffirmed that it recognizes Japan's residual sovereignty over the Ryukyu Islands, but it has been necessary for the United States to retain administrative control because of the unique role that the Okinawa bases play in Asian security. These bases are vital to the security not only of Japan, but also of the Republic of Korea, and the Republic of China. They are very important to the security of Australia, New Zealand, Thailand, and the Philippines. Because of its strategic geographic location there is no substitute available anywhere in the Pacific Ocean for this Island. Kadena air base is 400 miles from Mainland China, 355 miles from Taiwan, 840 miles from Tokyo, 785 miles from Manila, and 705 miles from Seoul Korea. The Government of Japan recognizes the absolute necessity for these bases not only for the security of Japan, but also for the rest of the Western Pacific--East

Asian region. Now that Japan is the third largest industrial power in the world, the Japanese realize that the security of this region is essential to their economy, and that Japan must play an ever-increasing role in the security and development of the region. Further, the entente cordiale between Japan and the United States is now solidly established on the firm foundation of common national interests and goals.

Under these conditions, it seems reasonable that the United States and Japan can agree on a date for the reversion of the Ryukyu Islands to Japanese administrative control in late 1969 or early 1970, in accordance with the desires of Prime Minister Sato. Since it will take some time to work out all the complex details of transferring administrative responsibility in a careful and orderly manner, 1972 or 1973 would seem an appropriate target date. Again, this does not conflict with the Prime Minister's position. But in return for relinquishing administrative control to the Government of Japan, the United States must insist, as a temporary measure, that the existing military bases and forces on Okinawa not come under the "prior consultation" clause of Article IV of the Treaty of Mutual Cooperation and Security. In other words, any agreement made this year or next regarding the reversion date for the Ryukyus should also provide for free and unrestricted use of the Okinawa bases by United States armed forces. This is necessary for three reasons: (1) political and military conditions in the Pacific region remain quite volatile, (2) the future status of the Treaty of Mutual Cooperation and

Security has not yet been decided, and (3) the United States has not yet succeeded in disengaging its forces from Vietnam.

This situation should not continue indefinitely, of course. As a step towards resolving the problem to the satisfaction of both Japan and the United States, the two governments might establish a joint military committee consisting of senior air, ground, and naval officers of the United States Pacific Command and the Japanese Self-Defense Forces. This joint committee would periodically review the military situation in the Western Pacific and East Asia with particular emphasis on the area from Taiwan north and recommend force levels and military postures for the Okinawa bases. They would report through the appropriate governmental channels on both sides and their reports would carry the weight only of recommendations. Until the reversion of the Ryukyus to Japanese control is completed in 1972 or 1973, the final decision with regard to force levels, force postures, and military activity at the Okinawa bases would have to remain with the President of the United States. Of course the President would have to take into consideration, not only the views of the Government of Japan, but also those of the Republic of Korea, the Republic of China, and other allies in the Pacific region.

A final definitive agreement concerning American use of the Okinawa bases must be left open at this time. The military, political, and economic factors which will exist at the time of reversion can not be foreseen at present; yet, it is these factors which will define the parameters of any negotiated settlement.

Perhaps all that one can say at present is that if Japan has in being, or under construction, a truly formidable navy, air defense force, and anti-submarine force, and if these forces were closely tied to the defense of the Republic of Korea and the Republic of China, the U.S. forces based on Okinawa could be greatly reduced. If, on the other hand, Japan has neither the capability nor the willingness to participate in collective regional defense, then the United States may be forced to maintain a higher force posture on Okinawa and to insist upon the right to support its allies, especially the Republic of Korea and the Republic of China, from the Okinawa bases.

At any rate, the future role of the bases should present no great problem by the suggested time of reversion, 1972 or 1973. Japan's rapidly expanding economy and her intensive and continuing search for secure sources of raw material and markets for her products is inevitably accompanied by the realization of the need for security and stability throughout the Pacific region. Okinawa is, and will continue to be, the single largest and most important military base in the Pacific. If it is adequately armed, forces based there will never have to go into combat again. Its mere presence will serve to deter would-be aggressors and thus play a major role in the peace, stability, and economic development of the nations of the Western Pacific and East Asia. Certainly we all realize that this is the goal of both Japan and the United States.

イ ラクでのユダヤ人スパイ処刑事件からアメリカ、ソ連両国の四大会談開催を呼びかけるフランス提案受諾と、中東情勢は緊迫と楽観の空気の間を交互に行きかっている感じが、史上最も短い戦争といわれた六七年度の六月戦争からすでに一年八月余、ようやく膠着状態にいくばくかの流動性がみえてきたようだ。

とはいえ、話し合いの場ができるからといって即解決目前と考えるのが早計なことは、ベトナム和平をめぐるパリ会談成立後の動きからしても明白であろう。ともかくイスラエルは戦争の結果占領したシナイ半島、ヨルダン川西岸、ゴラン高地などかつてのアラブ連合、ヨルダン、シリア領から撤退するどころか、漸次占領政策を強化している実情である。イスラエルは一九四八、九年のパレスチナ戦争で四七年十一月の国連決議による、パレスチナ分割をあっさり実行排除、アラブ人の領地をこっそり併合した実績を持つだけに、領土割譲ゼロではとうてい引き下らないと目される。チラン海峡やスエズ運河の自由通航権、それにエル・ファタなどパレスチナ・ゲリラ活動停止の保証、それ

に國家の主權承認など無形のものだけでは引き下がるまい。ソ連艦のスエズ運河自由航行による運河地帯の安全強化と引き替えにイスラエル軍の撤退とか、シナイ半島の中立化とかいろいろ取り沙汰されているが、四面をアラブ諸国に取り巻かれ、國家の存続が常に脅威にさらされていると感じているイスラエルにとって承服できる國家主權の保証措置は軽いものではない。

世界の顔
シオニズムの關士
=イスラエル首相=
レビ・エシコル
Levi Eshkol



きおいアラブ側との話し合いは長期化すると思われ。〇〇〇年にわたる流浪の民の歴史を振り切つて定住の地を見いだしたユダヤ人にとって、イスラエルは絶対に手放すことのできない土地であり、エシコル首相はこの國民の熱望を双肩に受けて立つ人である。エシコル首相は中東戦争のあと「関係各國が直接交渉を通じ相互に存在を承認し合い、その安

全を保障するよるな形で国境線を改めて画定する以外に平和的な現状変更の道は開けない」と語つたことがある。結局はアラブとの直接交渉で決着をつけたいという願望と国境線を眼前のままとはなし得ないとの決意は今でも変わりないだろう。元來ハト派といわれる同首相も民族の將來に対しては厳しい信念を貫いている。

エ トラーの台頭期にエシコルはベールリンのパレスチナ事務所長としてドイツにいたが、ここで在独ユダヤ人とその財産のパレスチナ移籍を精力的に行ない、多数のユダヤ人を来たるべき母國に移住させた。その手際によさは各方面から称賛されている。このあとドイツで調達した資金でパレスチナ開墾のための建設資材、灌漑設備などを買い付け銀行や住宅会社も設立した。四二年にはユダヤ人導入の指導的地位につき、さらに四四年には自衛軍組織「ハガナー」を組織した。独立目前の混乱期には「ハガナー」の中心人物となり、独立後は国防、農業開発、大蔵各相を歴任、五三年には早くもベン・グリオンの後継者と目されるに至つた。實際の首相就任は六三年、次いで六五年第二次内閣を組閣して今日に至る。建國の推進者ともいえるこの経歴はガリリー湖畔のキブツで生まれたダヤン国防相とは対照的。この二人は同じ中東戦争の花形だが、全く相容れない要素を持つ。七四歳。(ATU)

生まれはカカ派の領袖ベン・グリオンの首相と同ヒロシヤ。ロシア系ユダヤ人である。ロシアにいた時はシニコルニクと名乗っていたが、一九一四年、着のみのまま単身トルコ支配下のパレスチナに移住してからは「フライ」のシニコル(「どうの房」に改めた。過酷な苛政ロシアのユダヤ人弾圧にはくまされたシオニストの信念は、ロシアを離れた数年後に父がロシアで虐殺されたことにより、いっそう強固なものとなった。パレスチナではベタクターバーのセツルメントを皮切りにいくつかのセツルメントを回り、農業の指導をするかたわら反トルコ運動を推進した。二〇年には同志と語らうてキブツを設立、建國の土台を築く。経済、行政、外交面での手腕を買われ、いくつものシオニスト会議に代表として出席、顔を広めた。二二年にはハイファの労働総同盟の

創立に助力、執行委員に選ばれ、さらに二九年中道左派労働者党のマバイ党創設と同時に中央評議員となる。ベン・グリオンなどと行動を共にするようになったのはこのころからである。

基地の自由使用は譲れない

沖繩問題とアメリカ

アメリカン大学教授 ジェームズ・H・マックブライド

日米双方の事情に通じた人々の間では、両国間の友好関係にもつく結末が日本にとっては不可欠であり、アメリカにとってもきわめて有意義であるという点では全般に意見が一致している。両国内での立場に同意しない人は、事情にうといか、時代遅れの偏見を持っていて、過激なイデオロギーを持つものだけであり、これらの人の意見に従ってはいらぬ、両国とも破滅してはならない。両国のいざいざにおいて、こうしたイデオロギーの人々が、予見し得る将来、政権を握ることはないともてまず間違いないだろうが、ここに、事情によく通じていない人や過激なイデオロギーの持ち主たちが徹底的に利用しようとしている問題が一つあり、それは現在の友好関係を破壊しかねない、これが沖繩問題である。

沖繩問題は、日本国民の間で民族感情が高まり、一部の野党グループの理論家たちと若干のあまり事情に通じないが、誤った考え方をしているジャーナリストたちが、これをさらにかきたてたため、日本政府が未熟な立ち場をとるに至ったので、いまも重大化するに至った。首相は一九六七年十一月、ジョンソン大統領と

会見したあと、日米両国は沖繩返還の時期について、二、三年中に合意を見るだろうと示唆した。日本の消息筋は一九七二年ないしは七三年を望ましい返還の時期とみ、これについて一九七〇年には同意をみるだろうと述べている。要するに首相は、一九六九年ないし七〇年に、琉球に関して日米間に何らかの取り決めができる公約しているが、アメリカ政府の方は、そのような取り決めの時期については、まだ何も約束していない。

日本 狙う 中ソ

日本とアメリカとが返還に伴う種々の問題と沖繩にあるアメリカの軍事基地の将来にだけ関心を払っているのではなく、むしろ日本に対する危険は、マルクス主義者の戦法ではない。むしろ日本に対する危険は、ソ連の軍事力の脅威である。存在を支援されて国内の過激分子がクーデターを試みるか、ないは大規模な暴動を起こすことにある。東ヨーロッパにソ連の衛星国がどのようにして作られ、どのようにしてその後その権力を維持したかを思い出せば、機会さえあれば、ソ連の傀儡が偉大な社会主義の祖国に支えられて乗り出し、政権をとろうとすることが分かるであろう。日本の国民は、チェコ、ハンガリー、東ドイツ、ラトビ

アメリカン大学のジェームズ・H・マックブライド教授はこの時事通信社に対し、ここに紹介する論文「沖繩問題」を特別寄稿した。論文は、目下ジョージタウン大学戦略研究所で行なっているニクソン政権下の対日政策に関する policy study の一部をなしており、単なる一専門家の私見以上の重要性を持っている。同教授は沖繩問題について「日米安全保障条約」についても執筆し、当社に寄稿することになっていたので、完成次第本誌に紹介したい。

いうわけではない。

なぜこれら諸国すべてに関係があるのか。答えは全く簡単である。これらの国の国益は、西太平洋—東アジア地域の平和と安定と開発を必要としている。この条件をみたすためには、新進諸国に経済・技術援助を必要とするだけでなく、この地域の侵略を阻止するための強い軍事的配置を必要とする。太平洋地域で起り得る諸国家間の紛争には二つの段階のものがあ

る。第一はインドネシアとマレーシアの間の対決のような直接的衝突であり、第二は地域的な共産勢力による間接侵略である。

東南アジアならびに南太平洋では、第一の形の紛争のタネが多数潜在している。外交上の努力により戦争の勃発を防ぎ得なかった場合には、大國の軍力による介入が戦闘状態の発生を阻止するのに役立つ。アメリカの第七艦隊が多年にわたり果たしてきた役割りの一つはこれであった。たとえば台湾海峡に第七艦

隊がいることが、國府と中共の戦闘を阻止してきたことは誰も否定できないであろう。北朝鮮が、ソ連ないしは中共に支援されて韓国を攻撃する危険は、たえず、しかもいつでも起こり得る。それにこの地域全域、とくに日本に対する中共の脅威はたえず増大している。

中共が日本に対して全面的な核攻撃を加える可能性はあまりないにしても、核攻撃を加えることのおかしなものにと極端な要求を加えてくることは考えられる。この種の挑戦が、農村によって世界の都市を包囲するという中共の戦争理論を補うものとなる。日本が中共の要求に応じない場合、中共は日本で最も工業化されていない地域に対し若干の核攻撃を加えて、そのおかしさが本物であることを示そうとするかもしれない。そのような場合、日本は核兵器による絶滅か、ないしは中共の奴隷工業地域となるかの選択を迫られる。

第三のさらに複雑な脅威はソ連によるものである。沿海州、樺太南部、カムチャツカ半島、シベリア南部の一部に現存する基地から、ソ連は核ロケットだけでなく、通常の空軍力、海軍力（その巨大な太平洋潜水艦隊を含む）、さらには地上軍によっても、日本を脅かすことができる。ソ連はバイカル湖の東に二五個師団をおいており、その空輸能力、海上輸送能力は急速に高まりつつある。ソ連はあわせて約一四〇個師団の兵力を持っているので、これらの地上軍を急速に増強することができる。

中共の場合と同様、北朝鮮が韓国を奇襲するというような形で、ソ連が日本に対し、核兵器によるもので



WWP 嘉手納基地のF105戦闘機

ア、リトアニア、エストニア、チベットその他多くの「のみこまれた國々」の運命をうらやんでいるであろう。彼らは、日本をドイツや朝鮮と同様の分割國家にしてしまったであろう米ソ合同占領にかあやうくまぬがれたかに気づいているであろうか。

今日、日本の四つの島が単一の國家であるのは、マッカーサー元帥、バーンス國務長官その他のアメリカの政治家たちがソ連の意圖とやり方を長期的な視野で見抜き、しかも太平洋に存在する圧倒的なアメリカの海軍、空軍力の支援があったからこそである。すなわちソ連は、太平洋における戦争の末期に行なわれた会議や交渉の席上、日本の将来の独立、統一、経済復興に對する非常に現実的な脅威となった。そして彼らは、今日でも日本の過激派と手をとって、同様の脅威をおよぼしている。日本をこの潜在的な災難から防いでいるのは、北太平洋のアメリカの軍力とようやく、果立とうとして日本を自衛隊だけである。さらに当然のこととして、日本人はアメリカの軍力の存在によって得ている利益にもっと思いを致し、こまかな不満や、傷ついた虚栄、非現実的な道義性をぶつづついうのをひかえた方が有益であろう。

西太平洋全域を守る

それはそれとして、沖繩問題に話をしほることとして、一九五一年にサンフランシスコ平和条約が調印されて以来、アメリカは琉球列島に対する日本の潜在主権を認めるが、沖繩の基地がアジアの安全にとって独自の役割りを果たしているため、アメリカが行政権

を持つ必要のあることを繰り返し強調してきた。これらの基地は、日本ばかりではなく、韓国、中華民国に
とっての安全のために不可欠なものである。これらの
基地は、蒙州、ニュージールランド、タイ、フィリピン
の安全にとっても非常に重要である。その戦略的地理
的位置からいって、太平洋のどこにもこの島に代わり
得るものはない。嘉手納空軍基地は中国本土まで六四
〇キロ、台湾から五七〇キロ、東京から一、三五〇キ
ロ、マニラから一、二三〇キロ、韓国から一、一三〇
キロのところにある。日本政府はこれらの基地が日本
の安全にとってだけでなく、他の西太平洋—東アジ
ア地域の安全にとっても絶対に必要なことを認めてい
る。日本が世界で第三の工業国となった現在、日本人
はまたこれらの地域の安全が日本の経済にとって基本
的な重要性を持ち、日本がこれらの地域の安全と発展
に次第に大きな役割りを果たさなければならないこと
も承知している。さらに日本とアメリカの友好関係は
共通の利益と国家目標という堅い基盤の上にしっかりと
と築かれている。

このような条件のもとでは、アメリカと日本とが佐
藤首相の望み通りに、琉球列島の行政権を日本に返還
する時期について、一九六九年末か七〇年初期に合意
できると考えてもよいであろう。行政上の責任を移管
する上での複雑なすべての細目を決めるにはある程度
の時間がかかるだろうから、妥当な目標は一九七二年
か七三年かであろう。これも首相の立ち場と食い違わ
ない。しかし、日本政府に行政権を譲る代償としてア
メリカは暫定措置として、沖縄に現存する基地と兵力
とを日本安全保障条約の第四条に定める事前協議の対

象としないことを固執しなければならない。すなわち、
琉球返還の期日について今年ないしは明年合意に達す
る場合には、アメリカ軍が沖縄基地を自由に無制限に
行使できることも同時に定めるべきである。これは、
(1)太平洋地域の政治的ならびに軍事的条件がなおきわ
めて流動的であり、(2)将来の相互安全保障条約の地位
がまだ明らかでなく、(3)アメリカがまだベトナムから
兵力引き揚げに成功していない、との三つの理由によ
るものである。

もちろん、このような状態はいつまでも続いているはな
らない。日本とアメリカの双方に満足の行く形で問題
を解決するための第一歩として、両国政府はアメリカ
太平洋軍と日本の自衛隊の空、陸、海の高官からなる
合同軍事委員会を設立してはどうか。この合同軍事委
員会が西太平洋ならびに東アジアの軍事情勢を、とく
に台湾以北の情勢に重点をおいて検討し、沖縄の基地
の兵力の水準と軍事的配備について勧告することとす
る。これらの委員会は双方の当該行政経路を通して報
告し、その報告は勧告にとどまるものとする。

基地の重要性は不動

琉球の日本への返還が一九七二年か七三年に完了す
るまでは、沖縄の基地の兵力水準、その配置、軍事活
動についての最終的な決定はアメリカの大統領が行な
う。もちろん大統領は、日本政府の見解だけでなく、
韓国、中華民国その他太平洋地域の友邦の見解も考慮
に入れなければならないであろう。
アメリカの沖縄基地使用についての最終的な決定的

合意はこの時まで保留しなければならない。沖縄を返
還する時期の軍事的、政治的、経済的諸要素を今から
予見することはできない。しかも、交渉の基礎を決定
するのはこれらの要素なのである。

おそらく現段階でいえるのは、もし日本が真に強力
な海、空の防衛力と対潜水艦戦力を持ち、しかもこれ
らの戦力が韓国ならびに中華民国の防衛と密接に結び
つけられるのであれば、沖縄に駐留するアメリカ軍を
大幅に減らすのも可能だろうということだけである。
しかし、もし日本が集団的地域防衛に参加する能力も
意図も持たないのであれば、アメリカとしては、沖縄
に高度の兵力配置を維持し、その友邦とくに韓国と中
華民国とを沖縄基地から支援する権利に固執せざるを
得ないかもしれない。

いずれにしても、提案されている返還の時期(一九
七二年か七三年)までにこれらの基地の将来の役割り
が大きな問題になることはないであろう。日本の急速
に発展する経済と、その製品の原料供給源と市場との
継続的、積極的な探求に伴って、必然的に太平洋地
域全般の安全と安定の必要性の認識が強まってくるで
あろう。沖縄は太平洋における最も大きく最も重要な
唯一の基地であるし、将来もこの点には変わりないで
あろう。もしじょうぶんに武装されているならば、そ
こに駐留する軍隊は二度と実戦に参加しなくて済むで
あろう。この基地が存在することだけで、潜在的な侵
略者を抑止し、西太平洋と東アジアの諸国の平和と安
定と経済発展とに役立つのである。これが日本とアメ
リカ双方の目的であると、われわれみなが認識してい
ることはたしかである。

「沖縄」で米タカ派が見解

ジョージタウン大研究所報告

【ワシントン6日時事】ジョージタウン大国際政策研究所の長バートン米海軍少将は、米政府の沖縄返還に関する政策を「ムンロ・マクナマラ特別計画部長」の報告書に、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

この中で同教授は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

本誌は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

報告書は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

力を持つのか、または連中であり、これが韓国および日本の防衛に結びついてくる。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

力を持つのか、または連中であり、これが韓国および日本の防衛に結びついてくる。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

基地は自由使用

返還は72年ごろまでに

の事務の断絶を決定する。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

水産部は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

政府の意向は、米政府の立場を明らかにしている。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

力を持つのか、または連中であり、これが韓国および日本の防衛に結びついてくる。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

力を持つのか、または連中であり、これが韓国および日本の防衛に結びついてくる。報告書は、米政府の立場を明らかにしている。

マンズフィールド
ト総務が就任
極東問題小委
の委員長に

マンズフィールド
ト総務が就任
極東問題小委
の委員長に

マンズフィールド
ト総務が就任
極東問題小委
の委員長に

マンズフィールド
ト総務が就任
極東問題小委
の委員長に

空港
空港閉鎖

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

秘密表示 (機密・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	総第 33418 号
干文	第 9 号	昭和 43 年 7 月 27 日 11 時 08 分発
	尺至包 (至急) 普通 LTF	発電係 湯

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主官 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 北米課 起案 昭和 43 年 7 月 27 日 起案者 横 電話番号 672
---	-----------------------------	---

臨時代理大使
在 那霸岸沖繩事務所長 総領事 代理
あて 三木外務大臣 発

臨時代理大使
在 那霸 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 那霸空港閉鎖

貴電 77 号に因り
先般発表されたる那霸空港閉鎖措置は、冒頭
貴電にもある通り、日本航空に与る影響大かつ
ものか予想され、本省に於ては、在米米大使館
に照会し、那覇に於て高等事務官より

写
済

27 55

(※印欄内は電印配入)

本信 空港閉鎖 77 号

(昭和四二七一改正)

GB-1

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に損傷)における(1)CRACK修理、(2)DEAD ASPHALT除去、(3)REPAINTING(以上夜間作業可能なもの)及び(4)RESEALING(昼間作業必要なもの)であるが、工事は(1)、(2)、(4)、(3)の順序で実施される。

なお所要期間は滑走路30日間、タクローワー15日間計45日間であるが、実際には問題となるのは、前者の補修期間30日であり、後者の補修は航空機離着陸に何等影響を与えないことを行われる趣。

3. 工程について当初予定を変更し、日中の空港閉鎖期間を約5日間に短縮し、その基地側受投案は米空軍省の追加予算承認を条件とするものなるも(前記特達局長あて公信参照)、同閉鎖期間中の工事内容が日中作業必要なものとなり、ことに鑑み、民間航空側では、作業の

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

スピードアップにより、同閉鎖期間を更に1、2日間程度短縮せしめる方向で基地側に再申入れする動きを見せているが、最終的には3~5日間程度の日中閉鎖をやむを得ない措置としている。

なお南西航空については、同社使用機(Y511コンベア240)は十八空港滑走路の半分の長さ(4,250フィート)弱で十分離着陸可能なため、工事の進め方如何によつては、上記日中閉鎖期間中においても、工事の行われていない個所で離着陸出来るのではないかとし、この旨基地側に好意的検討が申入れられた趣。

総理府に連絡ありたい。

(3)

1: 対し (1) 米内政府カクラン公共事業局長 27日
 音使より「那覇民航ターミナル拡張計画」と題する英文
 の文書を受領した。又 (2) 右文書より「局長は
 日本政府から7月に南東部土地利用を断念し
 (のライ-7 進めると決定した)
 北部埋立土地利用計画の印象
 を得ていることの2点を通報した。
 又 音事務所副参事官に5月1日 上記英文書付
 (運輸省航空局) 総務局を通じて非公式に入手した「那覇民港
 地盤整備計画」と題する運輸省調査団の
 中間報告書に基づいて作成したものの由
 である。右中間報告書は運輸省にある。以下
 当地に2行する外交ハルにおける折衝の結果
 南東部土地利用計画を断念せざるを得なく
 なる(場合) 北部埋立土地利用案と12
 月21日(日)の折衝の経緯を政府に12月21日
 ① 検査計中の(あり) 上記外交
 外務省

ハルにおける折衝の結果と27日 本件計画は
 ついて最終的態様と決定を考へて置かざる
 べし。局長に對し、~~上記(1)の文書~~ 上記(1)の文書
 に対する松城(二)の誤り説明()
 謄解を以て、~~松城~~ 松城の誤り訂正を以てした。
 ② (当地米内大使信に付右送附す)
 3 丁あ、上記(1)の文書 發出経緯 回電あり也。
 在米内日本政府事務局長に宛てた電文
 (3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平) ※	総第 3799 号
平文	※ 第 号 44.1.30 20.07	※昭和 年 月 日 時 分 発
秘 封	大至急 (至急・普通・LTF)	※ 発電係

電信課長
付済

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長 〆電	主管局部課 (室) 名 米北一 起案 昭和 44 年 1 月 30 日 起案者 佐藤 電話番号 445
協議先		
大使 臨時代理大使 在 那 覇 岩 沖 総 領 事 代 理 総 領 事 代 理 であつて 要 知 大臣 発		
電 報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代 理 であつて		
件名 那覇空港民航地区整備計画 本大臣発在那覇諮詢委日本代表と電報を以て号転電		

30-124

写 済

(昭和四二七一改正)

GB-1

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

報関係者に ACCESS したところ、同関係者が大森に内話せるところ以下のとおりなる趣きにつき、取あえず。

(イ) ニュースソースについて正確な所は不明であるが、米軍ではない。基地に出入りする沖縄人であろうが、兵器庫建設に従事した人とみられる(注、記事中にも「核保有を裏付けるもの」として「地下倉の建設は B52 が駐留する前後に急遽昨年1月から8月にかけて、秘密裡に行なわれた」との記述がある)。

(ロ) ニュースソースは単一であつて、多角的に総合された観測ではない。記事を書いたのは多分、以前に嘉手納支局にいた、社会部の Y 記者であろうが、新報の編集局幹部が記事の信憑性その他についてチェックした形跡はあまりない、おそらく取材したのは、かなり前の時点であつて、それを

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

B52 の爆発事故にタイミングを合せて、急遽トップに掲載したものであろう。

ところで、この新報の記事の正確さについては異論が多く、朝日新聞イカワ記者は「位置、たゞに兵器庫の構造について疑問が多い」と批判的である。然しいづれにせよ、沖縄に核兵器貯蔵庫が存在することは消息通の間にかたりの通説であるし、また米軍に CBR と略称される科学部隊のいることは確認されている(注、5月4日付政経情報その48号参照)

また当該部隊の写真入り記事(4月8日付沖縄タイムス「沖縄にもあつた超極兵器」)ことであるから、核処理に当地米軍が従事しているとの観測も一般的である。

この他、5月18日付の沖縄タイムス紙は(前述の)知花弾薬集積所周辺に(核弾薬があり、放射能の放出を調べるため、鬼、山

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲所に連絡ありたい

電信写

ツケガのウエトをミヨトよ小は、本報
道がなと北を北岩五東訪の同紙記者
に「1962年にストツケル公で南が北は原
水禁大会で炭代表が沖縄にナグロク配置
の動向が音速の理由」と語らるるが
弾着各地遺骸の探査と今つてるの存之
ら小子の遺骸である。
在石岡筋の上の山谷村で弾薬庫が
破壊され、その遺骸の発見は、
が、
...
...

44.2.28 特送 5部

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲所に連絡ありたい

電信写

送部号(大) 7891
89年2月28日 12時30分 ナハ 米北一
89年2月28日 07時12分 ナハ 米北一
外語ス 岸 沖謙 事務所長

在沖米軍基地の核貯蔵問題に関する報道
(連)
オノ5号 平 至急
(総務長室へ オノ5号)
1. 27日付読売新聞所載の在沖米軍基地
における貯蔵核弾頭数2040個の
記事(国) 澤澤原水協(社会党系)作
成の「最近の核兵器情報」情報収集より
...
...

検査器

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(5) F 105 用 300 個

(6) F 4C 用 200 個

(7) B 52 用 44 個

とされており、更に同推定の根拠につき(1)については基地数 4、1基地当りランチャー 8 基、1基当り 3 個備え付け。

(2)についてはランチャー 16 基、1基当り 30 個備え付け。

(3)についてはランチャー 16 基、1基当り 35 個備え付け。

(4)についてはランチャー 12 基、1基当り 30 個備え付け。

(5)については枚数 75、1枚当り 4 個積載可能。

(6)については枚数 50、1枚当り 4 個積載可能。

(7)については枚数 22、1枚当

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

り2個積載可能。
なりとの仮定に基くものなることが併せ説明されている。

2. 上記推定の根拠は前述の如くあくまでも「仮定」と前提とするものであり、従ってその信憑性はかなり疑わしいとする向が極めて強い。この裏に因り本件原水協調査に因りした某有力筋も「核の存在については一部略、確実視されおるものもある」と述べつつも、前記貯蔵核弾頭数が推測の域を出ないものであることを残している趣。

3. 冒頭引用の読賣紙記事についてはニュースソースは26日夜最終の琉球放送テレビのニュースによる間接取材であったとの趣である。
なお、朝日新聞のイカワ特派員は

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

「当該原水協の発表は推測上あり得べき核弾頭の数を算出しただけのものであって、実数とはかなりの隔りがあると思うので、記事にするつもりはない。つまり、沖縄野戦用原子炉とか CBR兵器とか核弾頭とは範疇と異にする「核」が置かれていることが脱落している反面、ホーク（沖縄の低空防衛は通常非核）であろうとか、近來、既にベトナム方面に転出したと見られるリトルジョー（これは核装備が通常か）とか、B52の1 SQUADRONは15機編成であり、しかも原水協資料自身にあるように「水爆を常時積んでいるよう」なものもあり得ても「そのうちの4~5機だけ」といったように、原水

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

協のこの算定にはかなり疑問点が多いからである」と語っている

(3)

-5-